



平成 24 年 2 月 23 日

各 位

ガイアホールディングス株式会社

東京都新宿区西早稲田二丁目 18 番 18 号

(コード番号：3727 東証マザーズ)

代 表 者 代表取締役 郡 山 龍

問 合 せ 先 取 締 役 伊 藤 洋

電 話 番 号 03-5286-8436

当社株式等の大量買付行為に関する対応プラン（買収防衛策）の非継続について

当社は、平成21年2月26日開催の当社取締役会において「当社株式等の大量買付行為に関する対応プラン」（以下、「本プラン」といいます。）を決定、平成21年3月30日開催の第24回定時株主総会において、株主の皆様のご承認を得て本プランを導入いたしました。

本プランは平成23年12月期（2011年度）の事業年度に関する定時株主総会（平成24年3月27日開催予定の第27回定時株主総会）（以下、「本定時株主総会」といいます。）の終結の時を有効期限としておりますが、当社は平成24年2月23日開催の当社取締役会において、本プランを継続しないことを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

当社は、当社株式の大量買付行為が発生した場合、株主の皆様の判断のために十分な時間を確保し、当社取締役会が、当該大量買付行為に関する情報を収集して、これを評価・検討し、また必要に応じて当該大量買付者との交渉並びに株主の皆様への代替案の提示を行うことが、株主の皆様にとって適切なご判断をいただくために極めて重要であるとの認識に立ち、本プランを導入いたしました。

しかし、金融商品取引法の改正により、株式の大量買付行為に対する手続きが整備され、株主及び投資家の皆様が大量買付行為を適切にご判断されるための情報や時間を確保するという本プランの目的が一定程度担保されるようになったこと及び本プラン導入以降現在に至るまでの当社を取り巻く環境の変化等を踏まえ、有効期限満了を迎える本プランの取り扱いについて慎重に検討を重ねて参りました結果、本日開催の取締役会におきまして、本定時株主総会の終結の時をもって本プランを継続しないことを決議いたしました。

なお、当社は、本プランの非継続後においても、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上のため、大量買付行為を行おうとするものに対し、適切な情報の開示を求めるとともに、当社の判断や意見等も公表することで、株主の皆様が適切な判断を行うための情報と時間の確保に努めるだけでなく、明らかに企業価値・株主価値を毀損する大量買付行為に対処するため、必要に応じて金融商品取引法、会社法その他関係法令の許容する範囲内において、適切な措置を講じてまいります。

（注）当社は、より高いコーポレートガバナンスの実現を目指して、取締役会から独立した存在である独立委員会の設置については継続することといたします。

以 上